

令和2年度年度事業計画

I 基本方針

都市農業振興基本法と都市農業振興基本計画に基づき、平成29年5月に特定生産緑地制度が創設される等の生産緑地法の大改正が行われ、都市計画法等の改正により新たに田園居住地域が誕生した。

また、平成30年6月には生産緑地の貸借により新たな都市農業の担い手を育成するため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定され、関連した税制改正も行われた。

多くの生産緑地の買取申出期限が到来する2022年が迫る中、三大都市圏特定市は特定生産緑地指定事務に迫られており、制度改正関連の情報提供等が急務となっている。

また、特定市以外の市町村でもコンパクトシティ化等に向け、都市農業振興地方計画策定、生産緑地制度導入など、市街化区域内農地保全に向けた取組が進みつつある。

そのほか、都市緑地制度改正を利用した新たな形態の農地保全、国連が掲げるSDG'sに呼応した農的活動の国際的潮流など、個人や団体による様々な活動が広がりつつあり、それらをリードする情報提供が必要となっている。

当センターには、これまでの調査研究や専門家派遣等を通じて様々な情報・技術・ノウハウ・人的ネットワークが蓄積されており、地方自治体、JA、個人・団体等のこうした多様なニーズに積極的に応えるため、都市農地活用・保全アドバイザー派遣事業、自治体政策支援室、講演会、ゼミナール、書籍出版等の公益事業及び調査・計画策定等の業務受託事業に積極的に取り組む必要がある。そのため、安定的な財務基盤の確保を図ると共に実施体制の整備や業務改善による経費節減に努めることとする。

II 事業計画

1. 調査研究事業

(1) 受託調査等

地方自治体、JA等における新たな法制度を活用した各種施策立案（計画的な農地保全、生産緑地制度導入、都市農業振興地方計画、農と緑との連携）、これまでの調査の中で培ったGIS（地理情報システム）等の技術や都市農地活用・保全に関する情報蓄積を生かした基礎調査、民間事業者からの関連する調査業務等に積極的に取り組む。

公的主体における定期借地権活用実態調査について、引き続き定期借地権推進協議会の協力を得て取組む。

(2) 自主調査

定期借地権推進協議会と共同で、民間における定期借地権付住宅の供給実態調査を行うと共に平成30年及び平成31年の定期借地権付住宅の供給実態調査報告書を取りまとめる。

2. 総合的都市農家経営支援事業

営農継続を可能とする都市農家の総合的な経営支援のため、「農を楽しむサービス付き高齢者住宅モデル事業」の事業化に向けて農地所有者等の関係者の基本的合意を得るためのコーディネート事業を実施する。

3. まちづくり支援事業

地方自治体、JA（地方自治体・JA等と連携したまちづくり協議会を含む。）に対する農地の活用・保全の勉強会・相談会等に、都市農地活用・保全アドバイザーを派遣する。

都市農業振興基本計画や国の新しい制度の下で求められる地方自治体やJA等の都市農業振興と都市農地保全の取り組みを支援するため、自治体政策支援室を通じて情報提供、助言等を行う。

また、都市農地活用・保全アドバイザーや地方自治体等の関係者での情報共有とネットワーク構築を図るため、東京、名古屋、大阪、福岡等で都市農地活用・保全アドバイザー会議や情報交換会を開催する。

4. 普及啓発事業

都市農業振興と都市農地の活用・保全に関する制度や取り組み事例等に関する情報を収集し、地方公共団体、JA、農業者・都市住民等に提供する。

(1) ホームページの運営等

当センターが取り組む各種事業の成果や先導的な取組事例等を広く社会に普及することを目的として、ホームページにより適時適切な情報提供等を行うとともに、メールマガジン等により主体的な情報発信に努める。

(2) 情報機関誌「都市農地とまちづくり」等の作成

「都市農地とまちづくり」に関する学識経験者等の提言、新しい都市農地制度活用状況、各地での先導的な取組事例等の最新情報を提供するため、地方自治体、JAをはじめ各種団体や専門家等を対象にした情報機関誌「都市農地とまちづくり」を企画・編集しホームページに掲載する。

そのほか、都市農地に係る税制、まちづくり、都市農地の活用・保全に関する事例等を紹介した既存書籍の販売、改訂等を行う。

(3) 定期講演会

広く都市農地を活用・保全したまちづくりについての理解を得るため、国土交通省が提唱する土地月間に合わせ定期講演会を開催する。

5. 研修事業

(1) 都市農地活用実践ゼミナールの開催

地方自治体職員、JA職員、民間コンサルタントその他の専門家等を対象に、都市農地等に係る法制度、税制、農住まちづくりの実践的な知識・ノウハウを幅広く身につけることをねらいとした研修を実施する。